

## 下関市勤労者総合福祉センター（アクティブセンター） 使用料変更のお知らせ

令和元年10月1日から、下関市勤労者総合福祉センター（アクティブセンター）の使用料を変更します。変更内容は以下のとおりです。（.....は変更箇所）

令和元年9月30日まで									令和元年10月1日から								
1 会議室等使用料									1 会議室等使用料								
(単位：円)									(単位：円)								
使用区分 室名	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	冷房（1時 間当たり）	暖房（1時 間当たり）	使用区分 室名	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日	冷房（1時 間当たり）	暖房（1時 間当たり）
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	間当たり	間当たり		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	間当たり	間当たり
第1会議室	1,350	1,880	1,880	2,930	3,350	4,600	200	300	第1会議室	<u>1,370</u>	<u>1,910</u>	<u>1,910</u>	<u>2,980</u>	<u>3,410</u>	<u>4,680</u>	<u>210</u>	<u>310</u>
第2会議室	830	1,030	1,030	1,670	1,880	2,610	100	150	第2会議室	<u>840</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>1,700</u>	<u>1,910</u>	<u>2,650</u>	100	150
第3会議室	830	1,030	1,030	1,670	1,880	2,610	100	150	第3会議室	<u>840</u>	<u>1,040</u>	<u>1,040</u>	<u>1,700</u>	<u>1,910</u>	<u>2,650</u>	100	150
視聴覚室	1,770	2,300	2,300	3,660	4,180	5,760	200	300	視聴覚室	<u>1,800</u>	<u>2,340</u>	<u>2,340</u>	<u>3,720</u>	<u>4,250</u>	<u>5,860</u>	<u>210</u>	<u>310</u>
第1研修室	1,350	1,770	1,770	2,930	3,250	4,500	200	300	第1研修室	<u>1,370</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>2,980</u>	<u>3,310</u>	<u>4,580</u>	<u>210</u>	<u>310</u>
第2研修室	1,350	1,770	1,770	2,930	3,250	4,500	200	300	第2研修室	<u>1,370</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>2,980</u>	<u>3,310</u>	<u>4,580</u>	<u>210</u>	<u>310</u>
第1教養文化室	1,030	1,340	1,340	2,130	2,430	3,420	200	300	第1教養文化室	<u>1,040</u>	<u>1,360</u>	<u>1,360</u>	<u>2,170</u>	<u>2,470</u>	<u>3,480</u>	<u>210</u>	<u>310</u>
第2教養文化室	740	950	950	1,520	1,740	2,430	100	150	第2教養文化室	<u>750</u>	<u>960</u>	<u>960</u>	<u>1,540</u>	<u>1,770</u>	<u>2,470</u>	100	150

令和元年9月30日まで

## 2 アリーナ使用料

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）
全面（バスケットボール1面分）	610
3分の2（バドミントン2面分）	410
2分の1（バレーボール1面分）	300
3分の1（バドミントン1面分）	200
卓球台1台分	100

## 3 附属設備使用料

(単位：円)

名称	単位	使用回数又は時間	使用料
会議室等	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1回 510
	液晶プロジェクター	一式	1回 1,330
アリーナ	放送器具	一式	1回 1,030
	バスケットボール器具	一式	1時間 100
	バレーボール器具	一式	1時間 100
	バドミントン・トリム	一式	1時間 100
	バレー器具	一式	1時間 100
卓球器具	一式	1時間 100	

令和元年10月1日から

## 2 アリーナ使用料

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）
全面（バスケットボール1面分）	<u>620</u>
3分の2（バドミントン2面分）	410
2分の1（バレーボール1面分）	<u>310</u>
3分の1（バドミントン1面分）	<u>210</u>
卓球台1台分	100

## 3 附属設備使用料

(単位：円)

名称	単位	使用回数又は時間	使用料
会議室等	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1回 <u>520</u>
	液晶プロジェクター	一式	1回 <u>1,350</u>
アリーナ	放送器具	一式	1回 <u>1,040</u>
	バスケットボール器具	一式	1時間 100
	バレーボール器具	一式	1時間 100
	バドミントン・トリム	一式	1時間 100
	バレー器具	一式	1時間 100
卓球器具	一式	1時間 100	

使用料等に係る内容については、直接産業立地・就業支援課（083-231-1310）までお問い合わせください。